

改正

令和3年12月27日教育委員会規則第3号
令和4年2月21日教育委員会規則第3号
令和4年6月28日教育委員会規則第6号

守口市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市立図書館条例（令和元年守口市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 守口市立図書館（以下「図書館」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号（第5号を除く。）に掲げる事業
- (2) 学術、文化及び芸術に係る催物の開催に関する事業
- (3) その他図書館に関する事業

(館長の職務)

第3条 図書館に館長を置くものとし、館長は、館務を掌理し、図書館職員を監督する。

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、守口市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 資料整理期間（年1回2週間以内）

(個人貸出しの対象)

第6条 図書、雑誌及び紙芝居又はCD、DVD、録音図書及びカセットブック（以下「視聴覚資料」という。）の貸出しを受けられる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者（以下「市民等」という。）
- (2) 枚方市、寝屋川市、門真市、大東市、四條畷市、交野市及び大阪市に居住し、在職し、又は
在学する者
- (3) 本市と友好提携等をしている市町村に居住する者
- (4) その他委員会が適当と認める者

2 電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された資料のうち、インターネットにより利用が可能なものをいう。以下同じ。）の貸出しを受けられる者は、前項第1号に掲げる者とする。

(個人貸出しの手続)

第7条 図書、雑誌、紙芝居及び電子書籍（以下「図書等」という。）又は視聴覚資料の個人への貸出し（以下「個人貸出し」という。）を受けようとする者は、本人確認書類を提示するとともに、りょうしゃカード申込書を委員会に提出し、利用者登録を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用者登録を行い、りょうしゃカード（以下「カード」という。）を発行するものとする。

3 前項の規定によりカードの交付を受けた者は、図書、雑誌、紙芝居又は視聴覚資料の個人貸出しを受けようとする場合にあってはカードを提示し、電子書籍の個人貸出しを受けようとする場合にあっては第24条に規定するインターネットサービス内でカードの番号等を入力しなければならない。

4 カードは、守口文化センター、守口市エリアコミュニティセンター及び守口市地区コミュニティセンター（以下「ネットワーク館」という。）においても使用することができる。

(届出義務)

第8条 前条第2項の規定によりカードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 第6条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (2) カードを紛失し、又は破損したとき。
- (3) りょうしゃカード申込書の記載事項に変更が生じたとき。

(カードの再発行)

第9条 委員会は、前条第2号又は第3号の事由に該当する旨の届出があったときは、カードを再発行することができる。

2 前項の規定による再発行の手続については、第7条第1項の規定を準用する。

(個人貸出しの冊数等)

第10条 個人貸出しをする冊数等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める冊数等とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、その冊数等を変更することができる。

- (1) 図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料の個人貸出し 1人当たり10点以内(返却していないものを含む。)
- (2) 電子書籍の個人貸出し 1人当たり3点以内(返却していないものを含む。)

(個人貸出しの期間)

第11条 個人貸出しの期間は、2週間以内とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(個人貸出しの返却)

第12条 図書、雑誌、紙芝居又は視聴覚資料の個人貸出しを受けた者は、貸出期間内に当該図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料を図書館又はネットワーク館に返却しなければならない。ただし、図書、雑誌及び紙芝居に限り、委員会が指定する返却ポストに返却することができる。

(団体貸出しの対象)

第13条 図書、雑誌、紙芝居、大型絵本又は大型紙芝居の団体への貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けられる者は、本市の区域内に事務所又は活動の拠点を有する機関又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保育所、認定こども園、学校その他の教育機関
- (2) 構成員が10名以上の機関又は団体
- (3) その他委員会が適当と認める機関又は団体

(団体貸出しの手続)

第14条 団体貸出しを受けようとする者は、団体貸出登録申込書を委員会に提出し、団体登録を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、団体登録を行い、団体用のりょうしゃカード(以下「団体用カード」という。)を発行するものとする。

3 前項の規定により団体用カードの交付を受けた者は、団体貸出しを受けようとする場合には、団体用カードを提示しなければならない。

4 第2項の規定により団体用カードの交付を受けた者の届出義務については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「前条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、「カード」とあるのは「団体用カード」と、同条第1号中「第6条第1項各号」とあるのは「第13条」と、同条第2号中「カード」とあるのは「団体用カード」と、同条第3号中「りょうしゃカード申込書」とあるのは「団体貸出登録申込書」と読み替えるものとする。

(団体用カードの再発行)

第15条 委員会は、前条第4項の規定により読み替えて準用する第8条第2号又は第3号の事由に該当する旨の届出があったときは、団体用カードを再発行することができる。

2 前項の規定による再発行の手続については、前条第1項の規定を準用する。

(団体貸出しの冊数等)

第16条 団体貸出しをする冊数等は、図書、雑誌及び紙芝居は1団体当たり100冊以内とし、大型絵本は1団体当たり2冊以内とし、大型紙芝居は2組以内(それぞれ返却していないものを含む。)と

する。ただし、委員会が必要と認めるときは、その冊数等を変更することができる。

(団体貸出しの期間)

第17条 団体貸出しの期間は、2箇月以内とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(団体貸出しの返却)

第18条 団体貸出しを受けた者は、貸出期間内に図書、雑誌、紙芝居、大型絵本及び大型紙芝居を図書館に返却しなければならない。

(来館が困難な者への郵送貸出し)

第19条 郵送による貸出し(以下「郵送貸出し」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、本市の区域内に居住するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の等級が1級又は2級の者
 - (2) 療育手帳制度による療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けており、程度がAの者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の等級が1級の者
 - (4) 65歳以上の者であって、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護4又は5と認定されている者
 - (5) その他委員会が適当と認める者
- 2 前項の規定による郵送貸出しを受けようとする者は、電話等により申し込まなければならない。
- 3 第1項の規定による郵送貸出しにかかる費用は、無料とする。

(対面朗読又は点字図書及び録音図書の郵送貸出し)

第20条 図書等の朗読(次項において「対面朗読」という。)又は点字図書及び録音図書の郵送貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、本市の区域内に居住し、在職し、又は在学するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けており、視覚障害の等級が1級から6級の者
 - (2) その他委員会が適当と認める者
- 2 対面朗読又は前項の規定による郵送貸出しを受けようとする者は、電話等により申し込まなければならない。
- 3 第1項の規定による郵送貸出しにかかる費用は、無料とする。

(貸出しをしない図書等)

第21条 次に掲げる図書等は、貸出しをしないものとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 辞書、辞典類
- (3) 最新号の雑誌
- (4) その他委員会が指定したもの

(貸出しの停止)

第22条 委員会は、個人貸出し又は団体貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、又はカード若しくは団体用カードを他人に使用させたとき。
- (2) 貸出しを受け、貸出期間経過後もなお返却しないとき。
- (3) その他委員会が認めたとき。

(図書館資料の賠償)

第23条 図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、図書等、大型絵本、大型紙芝居、新聞及び視聴覚資料(以下「図書館資料」という。)を紛失し、又は破損したときは、現物による賠償をしなければならない。ただし、委員会がやむをえない事情があると認めるときは、相当額をもって、これに代えることができる。

(インターネットサービスの登録)

- 第24条** 市民等は、インターネットサービスを受けようとするときは、守口市図書管理システムインターネットサービス登録申請書を委員会に提出し、利用者登録を受けなければならない。
(予約及びリクエスト)
- 第25条** 市民等は、図書、雑誌又は紙芝居の予約にあつては図書館、ネットワーク館及びインターネットサービスにおいて、電子書籍の予約にあつてはインターネットサービスにおいて行うことができる。
- 市民等は、図書館に所蔵していない図書等の貸出しを希望する申込み（次項において「リクエスト」という。）を図書館において行うことができる。
 - 委員会は、図書等の確保ができたときは、速やかに予約又はリクエストをした者に連絡するものとする。
(複写)
- 第26条** 図書館は、利用者の調査研究の用に供するため、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で図書等の複写を許可することができる。
- 図書等の複写を希望する者は、コピー利用申込書を委員会に提出しなければならない。
 - 複写にかかる費用として、コピー1枚につき、10円を徴収する。
 - 第1項の規定にかかわらず、委員会が指定するものについては、複写できないものとする。
(寄贈)
- 第27条** 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。
- 寄贈を受けた図書館資料は、一般の利用に供することができる。
(会議室等の利用の承認)
- 第28条** 図書館の会議室、スタジオ又はホール（以下「会議室等」という。）を利用しようとする者は、利用承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 前項の利用承認申請書の受付開始日は、利用しようとする日の1年前の日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日以外の日）とする。
 - 委員会は、第1項の規定による申請に対する承認をするときは、当該申請をした者に対し、利用承認書を交付する。
(利用しない旨の届出)
- 第29条** 前条第3項の利用承認書の交付を受けた者は、条例第10条第2号に規定する届出をしようとするときは、利用取下届出書に交付した利用承認書を添えて委員会に提出しなければならない。
(使用料)
- 第30条** 条例第7条第2項に規定する附属設備その他器具備品等の使用料は、別表に定める額とする。
(使用料に係る減免基準)
- 第31条** 会議室等及び附属設備その他器具備品等の使用料に係る条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるものとし、その減免の割合は当該各号に定めるとおりとする。
- 市が公用により利用するとき又は市が主催し、若しくは共催する事業において利用するとき。免除
 - 本市の区域内に居住し、又は在学する幼児、児童及び中学校等に在学する生徒が利用するとき。5割
 - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている市民等が利用するとき。5割
 - 本市の区域内に活動の拠点を有する読み聞かせボランティア団体がその活動のために利用するとき。5割
 - 前各号に掲げる場合のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。減額又は免除
- 第32条** 駐車場の使用料に係る条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるものとし、その減免の割合は当該各号に定めるとおりとする。
- 市が公用に駐車場を利用するとき。免除
 - 図書館を利用する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている市民等が駐車場を利用するとき。免除
 - 前2号に掲げる場合のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。減額又は免除
- 第33条** 自転車駐車場の使用料に係る条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるものと

し、その減免の割合は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市が公用に自転車駐車場を利用するとき。 免除
- (2) 市又は図書館が主催し、又は共催する事業に参加する者が自転車駐車場を利用するとき。 免除
- (3) 本市の区域内に居住し、又は在学する幼児、児童及び中学校等に在学する生徒であって、図書館を利用するものが自転車駐車場を利用するとき。 免除
- (4) 図書館を利用する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている市民等が自転車駐車場を利用するとき。 免除
- (5) 図書館の会議室、スタジオ又はホールを利用する者が自転車駐車場を利用するとき。 免除
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。 減額又は免除
(減免の申請)

第34条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書に必要書類を添付して、委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第35条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の割合は、次に掲げるとおりとする。ただし、附属設備その他器具備品等に係る使用料については、その全部を返還する。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。 既納利用料の全部
- (2) 利用しようとする日の3月前までに利用しない旨の届出があったとき。 既納利用料の8割
- (3) 利用しようとする日の1月前までに利用しない旨の届出があったとき。 既納利用料の6割
- (4) 利用しようとする日の1週間前までに利用しない旨の届出があったとき。 既納利用料の4割

2 使用料の還付を受けようとする者は、必要書類を委員会に提出しなければならない。

(遵守事項)

第36条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく図書館資料又は附属設備その他器具備品等を館外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された利用目的以外に施設、附属設備その他器具備品等を利用しないこと。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (4) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附の募集をしないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は危険性を伴う物品を館内に持ち込まないこと。
- (6) 許可なく指定された場所以外での飲食をしないこと。
- (7) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (8) 他の利用者に不快感を与え、又は不潔の様相をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をしないこと。

(指定管理者による管理)

第37条 条例第15条第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第6条から第11条まで、第13条から第17条まで、第19条から第26条まで、第28条、第29条及び第31条から第34条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第21条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合においては、第30条から第35条まで及び別表の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による図書館の事業の実施について必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和3年12月27日教委規則第3号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日教委規則第3号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日教委規則第6号）
この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第30条関係）

分類	品名	単位（1回につき）	使用料
多目的ホール	演台	1台	500円
	花台及び花瓶	1式	300
	置き台	1台	200
	金屏風(びょうぶ)	1双	2,500
	指揮者台	1台	300
	譜面台	1台	300
	緋(ひ)毛氈(せん)	1枚	200
	グランドピアノ	1台	7,000
	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,600
	アッパーホリゾンライト	1列	500
	ロアーホリゾンライト	1列	700
	客席ライト	1列	2,400
	スポットライト	1台	200
	カッタースポットライト	1台	300
	ピンスポットライト	1台	2,400
	音響反射板	1式	1,000
	拡声装置	1式	5,000
	ステージスピーカー	1式	1,000
	フローアモニタースピーカー	1式	300
	跳ね返りスピーカー	1式	1,000
	ステージフロントスピーカー	1式	1,000
	コンデンサーマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	500
	アナウンス用マイクロホン	1本	500
	3点吊りマイクロホン	1本	1,800
ワイヤレスマイクロホン(ハンドタイプ)	1本	500	
ワイヤレスマイクロホン(ピンタイプ)	1本	500	
防音スタジオ	拡声装置	1式	1,000
	ドラムセット	1式	300
	ギターアンプ	1台	200
	ベースギターアンプ	1台	200
	シンセサイザー	1台	200
円形ホール	拡声装置	1式	1,000
	プロジェクター	1台	1,000

備考

- 「1回」とは、1日を限度とし、第4条の利用時間内での利用をいう。
- グランドピアノの調律については、別に実費を徴収する。